開発 0930 第５号
令和８年９月 30 日

各都道府県知事　殿

厚生労働省人材開発統括官
（　公　印　省　略　）

雇用保険法施行令等の一部改正について

令和８年熊本地震により著しい被害を受けた職業能力開発校等の施設の円滑な運営を確保するため、今般、雇用保険法施行令の一部を改正する政令(令和８年政令第 318 号) 及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和８年厚生労働省令第 145 号)が本日付けで公布・施行されました(別添参照)。

改正の主な内容は、下記１及び２のとおりであり、また、この改正に伴い関係通達を下記３のとおり改正しましたので、御了知のほどお願いいたします。

また、関係県にあっては、これらの運用に遺漏のないよう御配慮をお願いいたします。

記

１　雇用保険法施行令の一部改正関係

雇用保険法施行令(昭和 50 年政令第 25 号。以下「施行令」という。)の一部を改正し、施行令附則第８条として、熊本県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、令和８年熊本地震による著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する令和８年度における職業能力開発校設備整備費等補助金(職業能力開発校設備整備等事業費)の適用について、国から県への補助率を１／２から２／３に引き上げることとし、令和８年９月 30 日より施行することとすること。

２　雇用保険法施行規則の一部改正関係

雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第３号。以下「施行規則」という。)の一部を改正し、施行規則附則第 17 条の５の４として、令和８年熊本地震に際し、災害救助法が適用された市町村の区域内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、令和８年熊本地震により著しい被害を受けたものの災

害復旧に要する経費に関する令和８年度における職業能力開発校設備整備費等補助金(認定職業訓練助成事業費)の適用について、国から県への補助率を１／２から２／３に、国の負担割合の上限を１／３から１／２に引き上げることとし、令和８年９月 30 日より施行することとすること。

３　関係通達の一部改正関係

１及び２を踏まえ、平成 16 年３月 26 日付け厚生労働省発能第 0326003 号「職業能力開発校設備整備費等補助金(職業能力開発校設備整備等事業費・認定職業訓練助成事業費・旧情報処理技能者養成施設設備整備事業費)交付要綱について」別紙「職業能力開発校設備整備費等補助金(職業能力開発校設備整備等事業費・認定職業訓練助成事業費・旧情報処理技能者養成施設設備整備事業費)交付要綱」を改正し、熊本県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、令和８年熊本地震による著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の令和８年度の補助率については、別表中、「都道府県立職業能力開発校等建物・機械」の項の補助率の欄中「１／２」とあるのは「２／３」とすることとした。

また、令和８年熊本地震に際し、災害救助法が適用された市町村の区域内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、令和８年熊本地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の令和８年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費)都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「１／３」とあるのは「１／２」と、「(施設費及び設備費)上記以外」の項の補助率の欄中「１／２」とあるのは「２／３」と、「１／３」とあるのは「１／２」とすることとした。

この改正は、令和８年９月 30 日より施行することとすること。

（別添）

政令第三百十八号

雇用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（令和八年熊本地震に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例）

第八条　熊本県が設置する第十二条の職業能力開発校等の施設及び設備であつて令和八年熊本地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の交付に係る第十三条第一項の規定の令和八年度における適用については、同項中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同項第一号中「建物の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「令和八年熊本地震により著しい被害を受けた建物の災害復旧に要する経費」と、同項第二号中「機械器具その他の設備の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「令和八年熊本地震により著しい被害を受けた機械器具その他の設備の災害復旧に要する経費」と

する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百四十五号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （令和八年熊本地震に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置） 第十七条の五の四　令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域内において第百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、令和八年熊本地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の令和八年度における適用については、同条中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「令和八年熊本地震により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」とする。	附　則 （新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。